

議案第93号

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げる必要があるによる。

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年福岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条、第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行

日」という。) 以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。